

2024年12月度衛生委員会

愛知オフィス

議長	産業医	衛生管理者	委員（従業員側）	
岩倉	大須賀	横山	岡田	今泉

【開催日時】 2024年12月18日 14:00～15:00

【開催場所】 MCP会議室

【メンバー】 議長 岩倉七重 (欠席)
会社側 大須賀淳 (産業医)
横山幸江 (衛生管理者・議事/事務局)
従業員側 岡田ゆか
今泉久美子

【議題】 ①労働災害、通勤災害、時間外労働状況報告 (11月) : 横山
② 『産業医へ衛生関係について質問、相談、討議の時間』 : 大須賀先生
③ 今月のテーマ『照度』 : 横山

①労働災害、通勤災害、時間外労働状況報告（11月）

愛知オフィス実績報告

1) 労災・交災（R6年11月度実績）

⇒労災：なし、交災：なし

2) 時間外労働（R6年11月度実績、長時間労働状況）

(1) 労災・交災状況

		11月	累計
労 災	休業	0	0
	不休業	0	1
	計	0	1
交 災	加害	0	0
	自損	0	0
	被害	0	1
	計	0	1

(2) 時間外状況 ※60進法にて算出

時間外 / 公出		対象数
運営スタッフ合計	0/0	3 人
派遣スタッフ合計	99.15/414.35	54 人
平均（時間外 / 時間外 + 公出）		
運営スタッフ合計	0/0	
派遣スタッフ合計	1.50/9.30	

長時間労働→ 45h超え 0人
80h超え 0人

③産業医へ衛生関係について質問、相談、討議の時間

<質問、相談、討議事項>

Q1. (MCP) 週20時間未満の方の定期健康診断は努力義務だが実施しなくて問題ないのか。

(産業医) 基本的には「努力義務」は、「やらなくていい」という表現はできませんが受診しない事により未受診者の安全配慮義務を怠ったとみなされる事がないように実施については社内で取り決めるとよいでしょう。

Q2. (MCP) 復職の際、もしも主治医がOK、派遣先もOKだが、産業医がNGとして契約終了になった場合派遣元は訴えられる事があるのか。

(産業医) こちらの質問には、派遣元が入っていないですが、安全配慮義務は派遣元にもあるのでまず派遣元で復職が難しいと判断する場合もあると思います。

(MCP) 派遣先は派遣元よりも業務内容、作業環境についてより詳細なところを把握しているので派遣先が復職可能と判断した場合には、派遣元も可能と判断するのではないのでしょうか。

派遣元も産業医に復職判断を委ね、派遣先課長も産業医に委ねた場合は？

③産業医へ衛生関係について質問、相談、討議の時間

Q2. つづき

(産業医) 産業医が復職を延期とした場合でも、再検査、再度面談など、会社が安全を守るために情報を集めている段階。

一番大切なのは本人が復職するために派遣元が派遣先とどれだけ誠実に話し合うか、(こうしたら復職できる、こういう配慮をしたら復職できる等の交渉) できる対応(安全配慮や交渉等) をしっかりやれば訴えられても負ける可能性は低いのでは。復職となればいろいろ慎重に行うのが大切だと思います。

働く方の健康と安全のために、復職につき慎重に検討するということは大切です。また、派遣元は派遣先とは別の会社であり、安全配慮義務もそれぞれにあります。派遣先が復職可能と判断しても派遣元として復職不可とすることはあり得ます。

Q3. (MCP) 時間外集計グラフの作成 個別に作成か職場別で作成？

(産業医) MCPで活用しやすいようなデータで作成いただければ
どちらでもいいですよ。 (人ごとにバラつきがあるのであれば個別など)

大須賀先生、今月も質問、相談に答えていただきありがとうございました！

今月のテーマ

照度



作業面の照度基準が 3 区分から 2 区分へ【事務所則第10条第1項関係】

事務所において労働者が常時就業する室における作業面の照度基準が、従来の 3 区分から 2 区分に変更されました。【令和 4 年 12 月 1 日施行】

「一般的な事務作業」については 300 ルクス以上、

「付随的な事務作業」については 150 ルクス以上

であることが求められます。

照度不足の際に生じる眼精疲労や、文字を読むために不適切な姿勢を続けることによる上肢障害等の健康障害を防止する観点から、すべての事務所に対して適用されます。

改正前

作業の区分	基準
精密な作業	300 ルクス以上
普通の作業	150 ルクス以上
粗な作業	70 ルクス以上

改正後

作業の区分	基準
一般的な事務作業	300 ルクス以上
付随的な事務作業*	150 ルクス以上

※資料の袋詰め等、事務作業のうち、文字を読み込んだり資料を細かく識別したりする必要のないものが該当します。

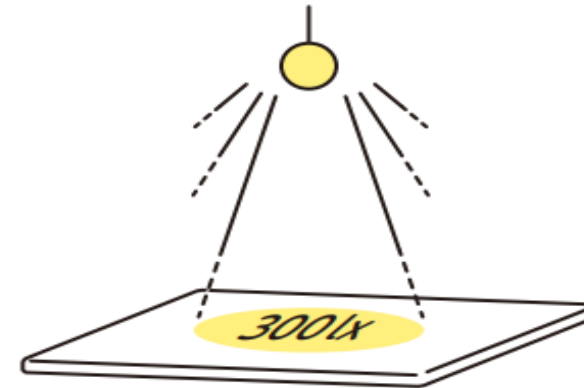
💡 すべての労働者に配慮した視環境の確保を

事務所における高年齢労働者が増加しており、必要に応じて個々の労働者に視力を眼鏡などで矯正することを促した上で、作業面における照度を適切に確保することが重要です。個々の事務作業に応じた適切な照度については、先ほどの基準を満たした上で、日本産業規格 JIS Z 9110 に規定する各種作業における推奨照度等を参照し、健康障害を防止するための照度基準を事業場ごとに検討の上、定めるようにしましょう。

POINT

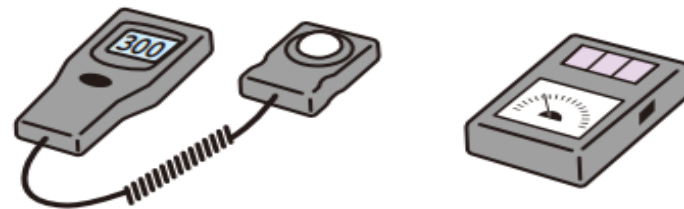
・ルクス=その場所(面)に到達している光の量(照度)の単位

「ルクス (lx)」は照明の明るさを示す単位で、光源によって照らされている面(机上面や床面など)にどれだけ光が到達しているかを表します。この数値が高いほど明るい状態であることを表しています。例えば、オフィス全体は明るくても、机上やパーテーションなどで区切られている執務スペースなど実際に作業を行う面(手元)が暗い場合は基準を満たしていない可能性があります。



・どうやって測る?

照度計





日本産業規格 JIS Z 9110 推奨照度

表9-事務所

領域, 作業又は活動の種類		\bar{E}_m (lx)	U_o	UGRL	Ra	注記
作業	設計, 製図	750	0.7	16	80	
	キーボード操作, 計算	500	0.7	19	80	VDT作業については4.8を参照。
執務空間	設計室, 製図室	750	-	16	80	
	事務室	750	-	19	80	VDT作業については4.8を参照。
	役員室	750	-	16	80	
	診察室	500	-	19	90	
	印刷室	500	-	19	80	
	電子計算機室	500	-	19	80	VDT作業については4.8を参照。
	調理室	500	-	22	80	
	集中監視室, 制御室	500	-	16	80	1) 制御盤は多くの場合鉛直。 2) 調光が望ましい。 3) VDT作業については4.8を参照。
	守衛室	500	-	19	80	
受付	300	-	22	80		



表10-工場

領域, 作業, 又は活動の種類		\bar{E}_m (lx)	U_o	UGRL	Ra	注記
作業	精密機械, 電子部品の製造, 印刷工場での極めて細かい視作業, 例えば, 組立a, 検査a, 試験a, 選別a	1 500	0.7	16	80	色が重要な場合はRa \geq 90, 超精密な視作業の場合には2 000 lxとする。
	繊維工場での選別, 検査, 印刷工場での植字, 校正, 化学工場での分析などの細かい視作業, 例えば, 組立b, 検査b, 試験b, 選別b	750	0.7	19	80	色が重要な場合はRa \geq 90, 精密な視作業の場合には1 000 lxとする。
	一般の製造工場などでの普通の視作業, 例えば, 組立c, 検査c, 試験c, 選別c, 包装a	500	0.7	-	60	色が重要な場合はRa \geq 90とする。
	粗な視作業で限定された作業, 例えば, 包装b, 荷造a	200	-	-	60	
	ごく粗な視作業で限定された作業, 例えば, 包装c, 荷造b・c	100	-	-	60	
	設計, 製図	750	0.7	16	80	
	制御室などの計器盤及び制御盤などの監視	500	0.7	16	80	1) 制御盤は多くの場合鉛直。 2) 調光が望ましい。 3) VDT作業については4.8を参照。
	倉庫内の事務	300	-	19	80	
	荷積み, 荷降ろし, 荷の移動など	150	-	-	40	
執務空間	設計室, 製図室	750	-	16	80	
	制御室	200	-	22	60	
共用空間	作業を伴う倉庫	200	-	-	60	
	倉庫	100	-	-	60	常時使用する場合は200 lx。
	電気室, 空調機械室	200	-	-	60	
	便所, 洗面所	200	-	-	80	
	階段	150	-	-	40	出入口には移行部を設け, 明るさの急激な変化を避ける。

 照度Q & A

Q-1：情報機器作業を行う際、作業面で 300 ルクスを維持しよう とすると、照明の光が画面に反射して視界に入り、まぶしすぎるが、 どのように対応すればよいか。

A-1：採光や照明の種類や角度により、まぶしさを感じることもあるので、事業者は、労働者が照度にかかわらず、まぶしさを感じないようにすることが必要です。情報機器を利用する際に、まぶしさを生じさせないようにしましょう。

グレアとは良好な見え方を阻害するもので不快感や物の見えづらさを生じさせます。高輝度の照明器具、窓、壁面や点滅する光源から直接あるいは間接的にディスプレイ画面上に反射して受けるぎらぎらしたまぶしさのこと等です。

◆グレア防止対策◆

- ・ 反射防止型のディスプレイの導入。
- ・ 照明器具を低い輝度のものに変更又は既存のディスプレイにフィルターを取り付けディスプレイのまぶしさを防止する。
などで対策をしましょう。



適切な照度を保つために

<作業開始前>

- ・作業面やディスプレイの明るさを確認

<清掃>

- ・日常及び定期的に、作業場所や情報機器等の清掃をしましょう

<事業者による確認>

- ・照明・採光、グレアの防止、ディスプレイを定期的に確認しましょう



配慮事項として

<高年齢労働者>

- ・室内の明暗の対照、ディスプレイの明るさ、グレア防止のほか、ディスプレイに表示する文字の大きさなどにも気をつけましょう。

<障害をもつ作業者>

- ・事業者は、作業者の特性に応じた機器の導入も検討しましょう。
(例) 音声入力装置や拡大ディスプレイ

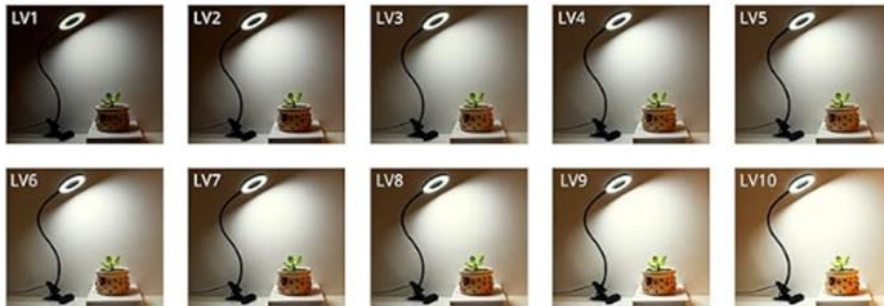
◆テーマ「照明」についての意見

・職場で手元を明るくするLEDの照明がまぶしく感じている。

⇒明るさを変更できる照明で対策を取ってはどうか。
つまみ調整やリモコン10段階調整できる物などがあります。

↓このような物もありますのでまぶしさを軽減する物をご検討下さい。

10段階調光



画像にマウスを合わせると拡大されます



次回 衛生委員会予定

- ・ 日時
2025年 1月 22日 (水) 14:30 ~ 15:30
- ・ 場所
MCP事務所